

## 特定募集情報等提供事業概況報告書の集計結果について

令和 6 年 3 月 27 日  
厚生労働省職業安定局  
需給調整事業課労働市場基盤整備室

### 【概要】

- 1 事業概況報告書を提出した特定募集情報等提供事業者の数 902事業者  
(提出対象 903事業者)
- 2 特定募集情報等提供事業者が提供するサービス数
 

報告のあったサービスの総数 (※1)	1,487サービス
(1) 第1号事業(注)の数	1,360サービス
(2) 第2号事業(注)の数	125サービス
(3) 第3号事業(注)の数	590サービス
(4) 第4号事業(注)の数	6サービス

※1 1の事業者が複数のサービスを提供したり、1つのサービスが2つ以上の事業類型(号)に該当する場合があります。
- 3 令和5年6月1日時点の状況について
  - (1) 求人情報を提供しているサービスについて(1、2号事業の実績)
    - ① 提供した求人情報(概数)の合計 126,121,391件
    - ② 収集した求職者情報(概数)の合計(※2) 160,527,452件
  - (2) 求職者情報を提供しているサービスについて(3、4号事業の実績)
    - ① 提供した求職者情報(概数)の合計(※2) 95,080,421件
    - ② 提供先の求人企業(概数)の合計(※2) 2,388,053件

※2 サービスごとに登録されたアカウント数の合計

(注1) 職業安定法(昭和22年法律第141号)では、特定募集情報等提供事業者に対し、毎年8月31日までに、6月1日時点における事業の実施状況についての報告書を厚生労働大臣に提出するよう定めている。

(注2) 募集情報等提供事業は、職業安定法第4条第6項において以下のとおり第1～4号の4つに類型化している。

第1号事業：求人企業等から依頼を受けて、「求人情報」を求職者等に提供する事業  
(例：求人サイト、求人誌)

第2号事業：求人企業等から依頼を受けず、「求人情報」を求職者等に提供する事業  
(例：他の求人サイトの求人情報を集約・転載等する求人サイト)

第3号事業：求職者等から依頼を受けて、「求職者情報」を求人企業等に提供する事業  
(例：求職者が登録した情報を求人企業等が閲覧し、求職者にオファーができるサービス)

第4号事業：求職者等から依頼を受けず、「求職者情報」を求人企業等に提供する事業  
(例：求職者がネット上に載せた自己の実績を集約・掲載し、求人企業等が求職者にオファーができるサービス)

<特定募集情報等提供事業に係る令和5年6月1日現在の状況>

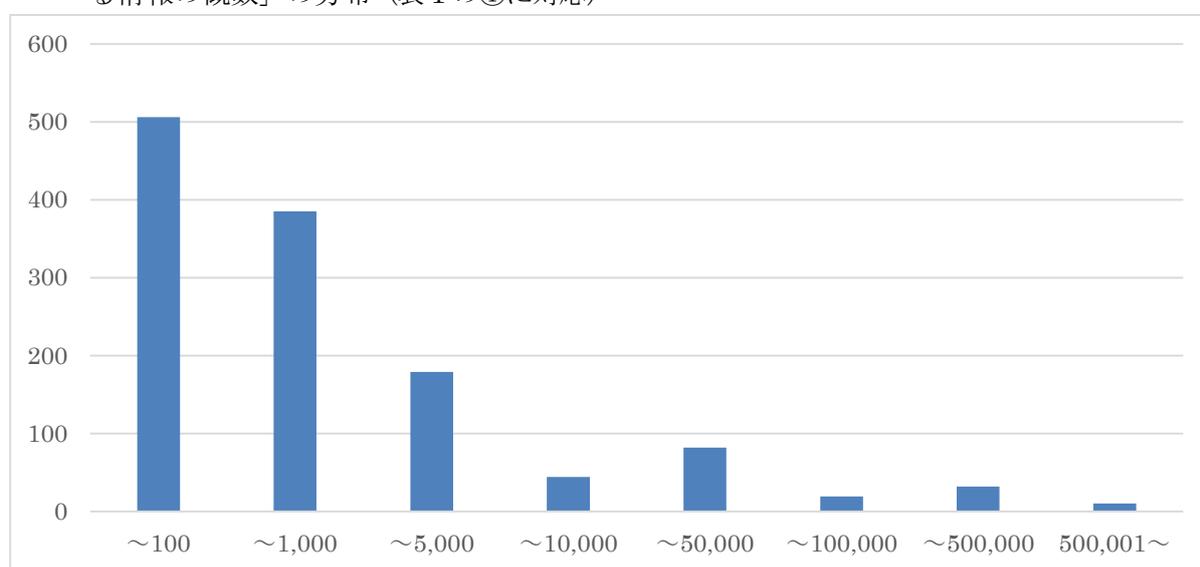
- 1 特定募集情報等提供事業者が労働者の募集に関する情報を提供している場合  
 (1、2号事業における実績、表1～2、図1～4)

表1 特定募集情報等提供事業者が提供した「労働者の募集に関する情報の概数」の合計

① 第1号事業を行うサービス	27,942,579
② 第2号事業を行うサービス	18,394,474
③ 第1号事業と第2号事業の両方を行うサービス	79,784,338
④ ①、②、③の合計	126,121,391

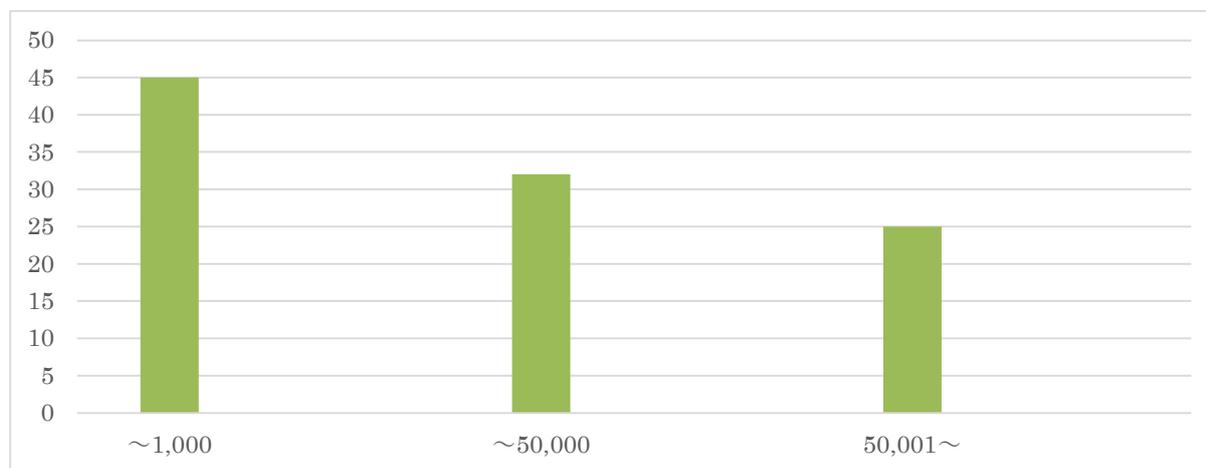
※サービスごとに提供された求人情報の合計。1件の求人情報が複数のサービスから提供されることがある。また、①、②、③の合計に重複はない。

図1 1号事業を行うサービスにおける募集情報等提供事業者が提供した「労働者の募集に関する情報の概数」の分布 (表1の①に対応)



※事業類型ごとの合計の分布を示したもの。  
 (横軸は提供した「労働者の募集に関する情報の概数」、縦軸はサービス数を表したもの。)

図2 1号事業と2号事業の両方を行うサービスにおける募集情報等提供事業者が提供した「労働者の募集に関する情報の概数」の分布 (表1の③に対応)



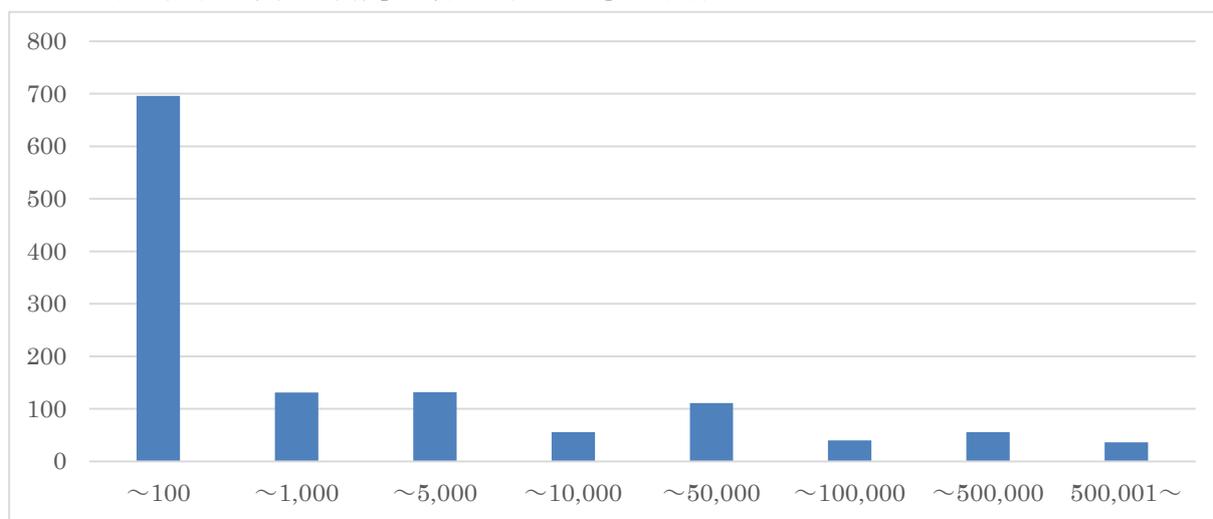
※事業類型ごとの合計の分布を示したもの。  
 (横軸は提供した「労働者の募集に関する情報の概数」、縦軸はサービス数を表したもの。)

表2 特定募集情報等提供事業者が収集した「労働者になろうとする者に関する情報の概数」の合計

① 第1号事業を行うサービス	123,232,133
② 第2号事業を行うサービス	1,916,229
③ 第1号事業と第2号事業の両方を行うサービス	35,379,090
④ ①、②、③の合計	160,527,452

※サービスごとに登録されたアカウントの合計。1人の「労働者になろうとする者」が1つのサービスにおいて複数のアカウントを所持したり、複数のサービスに登録することがある。また、①、②、③の合計に重複はない。

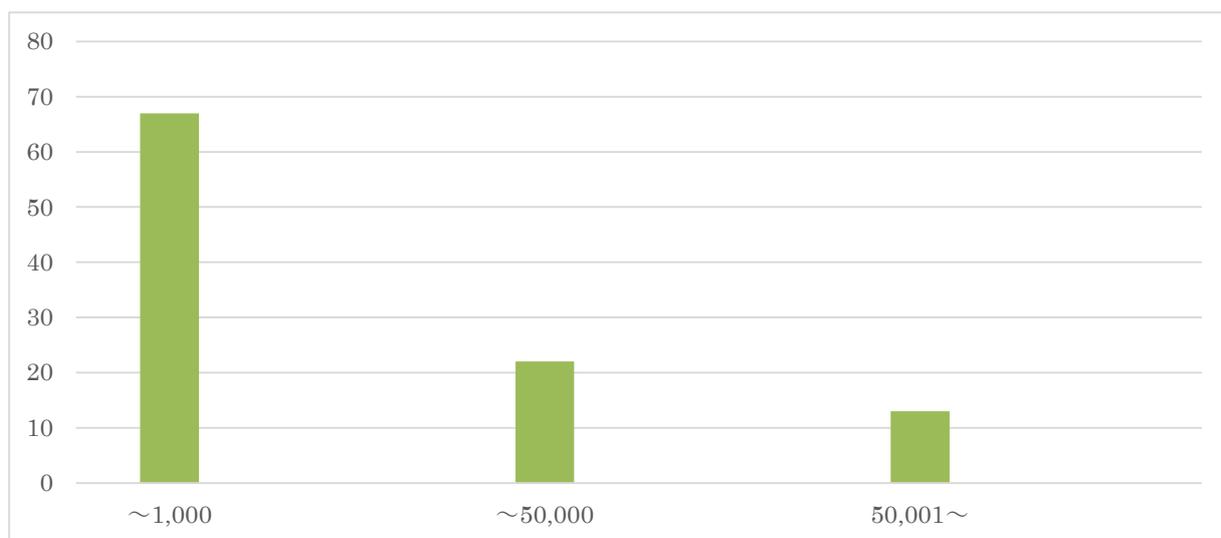
図3 1号事業を行うサービスにおける特定募集情報等提供事業者が収集した「労働者になろうとする者に関する情報の概数」の分布（表2の①に対応）



※事業類型ごとの合計の分布を示したもの。

(横軸は収集した「労働者になろうとする者に関する情報の概数」、縦軸はサービス数を表したものの。)

図4 1号事業と2号事業の両方を行うサービスにおける特定募集情報等提供事業者が収集した「労働者になろうとする者に関する情報の概数」の分布（表2の③に対応）



※事業類型ごとの合計の分布を示したもの。

(横軸は収集した「労働者になろうとする者に関する情報の概数」、縦軸はサービス数を表したものの。)

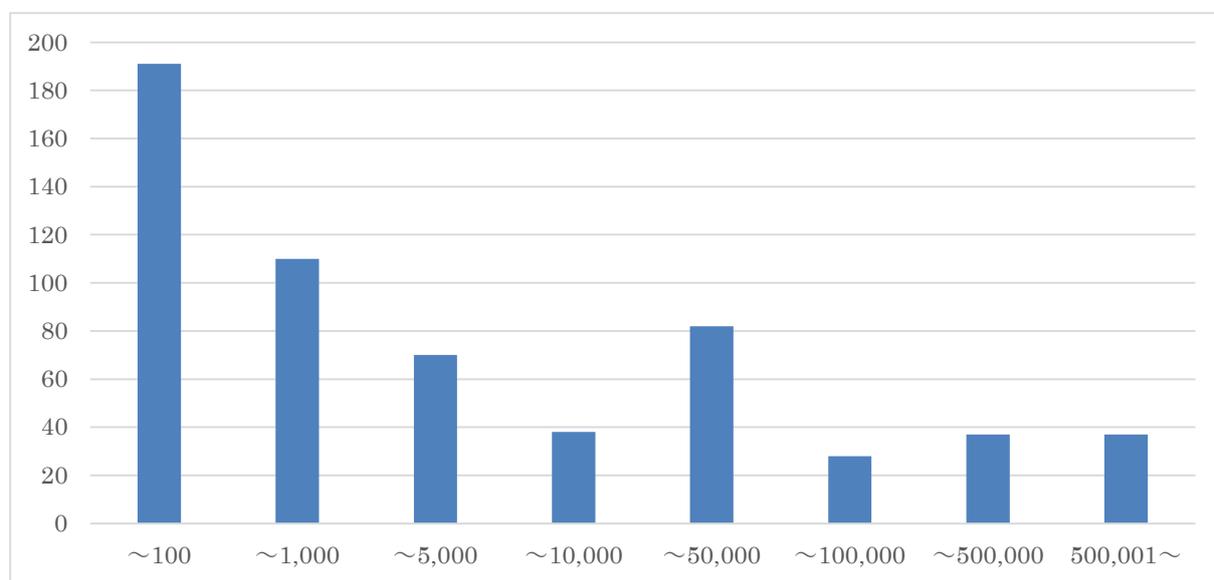
2 特定募集情報等提供事業者が労働者になろうとする者に関する情報を提供している場合  
 (3, 4号事業における実績、表3～4、図5～6)

表3 特定募集情報等提供事業者が提供した「労働者になろうとする者に関する情報の概数」の合計

① 第3号事業を行うサービス	86,072,284
② 第4号事業を行うサービス	6,500,001
③ 第3号事業と第4号事業の両方を行うサービス	2,508,136
④ ①、②、③の合計	95,080,421

※サービスごとに提供されたアカウントの合計。1人の「労働者になろうとする者」が1つのサービスにおいて複数のアカウントを所持したり、複数のサービスに登録することがある。また、①、②、③の合計に重複はない。

図5 3号事業及び4号事業を行うサービスにおける特定募集情報等提供事業者が提供した「労働者になろうとする者に関する情報の概数」の分布 (表3の④に対応)



※事業類型ごとの合計の分布を示したもの。

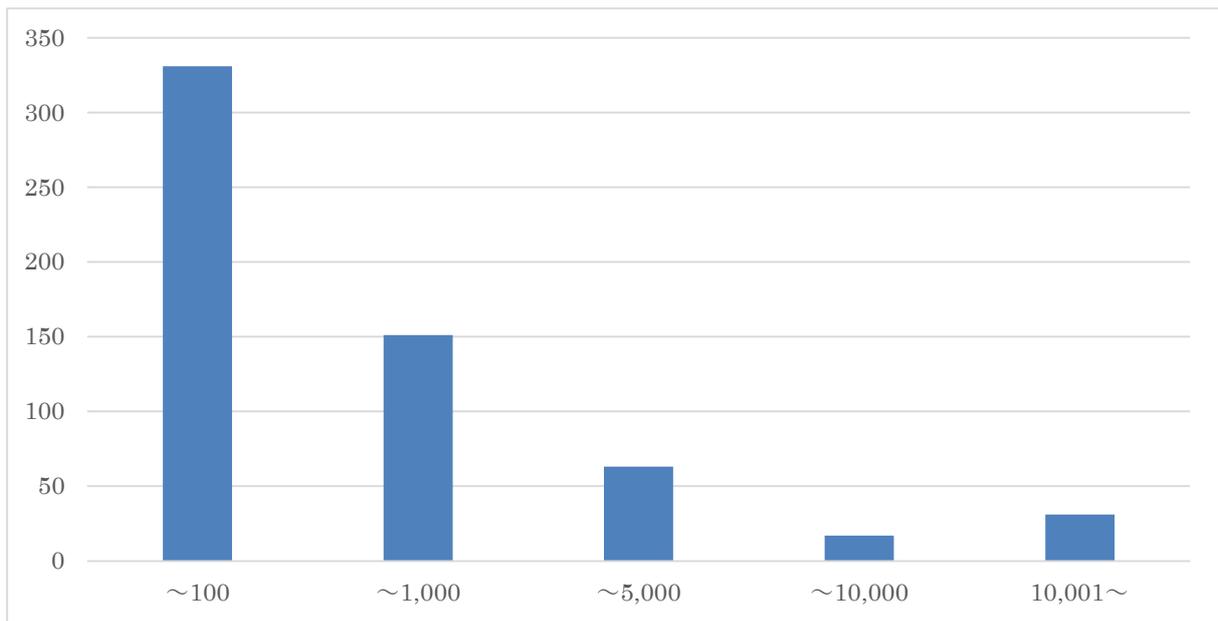
(横軸は提供した「労働者になろうとする者に関する情報の概数」、  
 縦軸はサービス数を表したもの。)

表4 「労働者になろうとする者に関する情報の提供先の概数」の合計

① 第3号事業を行うサービス	2,386,758
② 第4号事業を行うサービス	370
③ 第3号事業と第4号事業の両方を行うサービス	925
④ ①、②、③の合計	2,388,053

※会員登録をしている求人者を合計したもの。会員登録をしている求人者には、1つのサービスにおいて複数のアカウントを所持したり、複数のサービスに会員登録をしているものが含まれている。また、①、②、③の合計に重複はない。

図6 3号事業及び4号事業を行うサービスにおける「労働者になろうとする者に関する情報の提供先の概数」の分布（表4の④に対応）



※事業類型ごとの合計の分布を示したもの。

(横軸は「労働者になろうとする者に関する情報の提供先の概数」、  
縦軸はサービス数を表したもの)

# 特定募集情報等提供事業概況報告書について

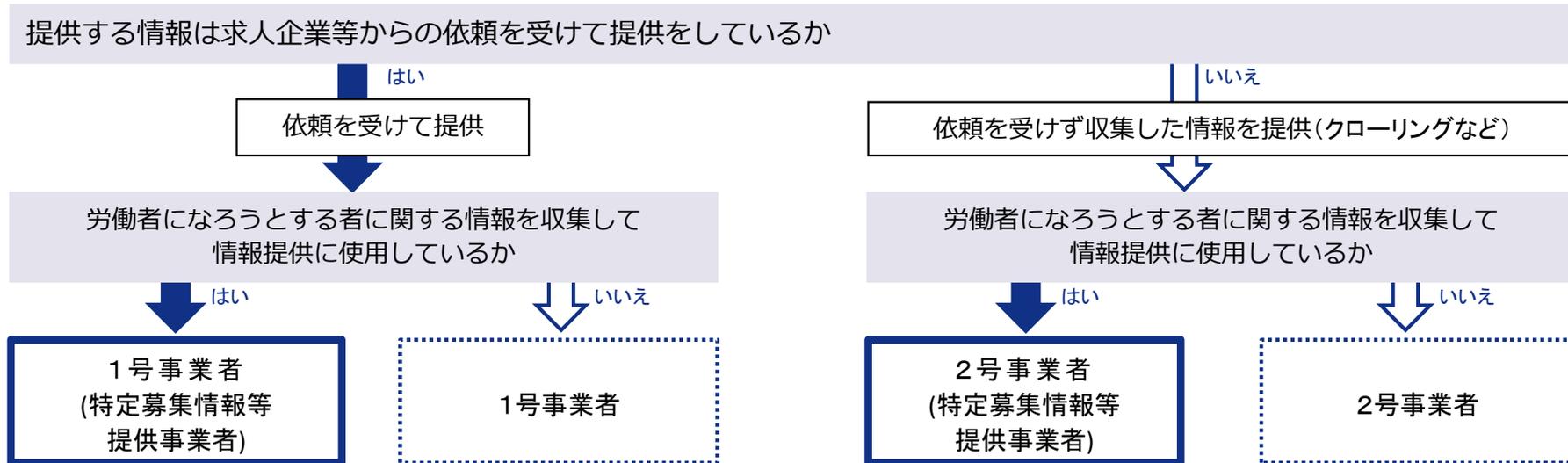
厚生労働省 職業安定局

需給調整事業課 労働市場基盤整備室

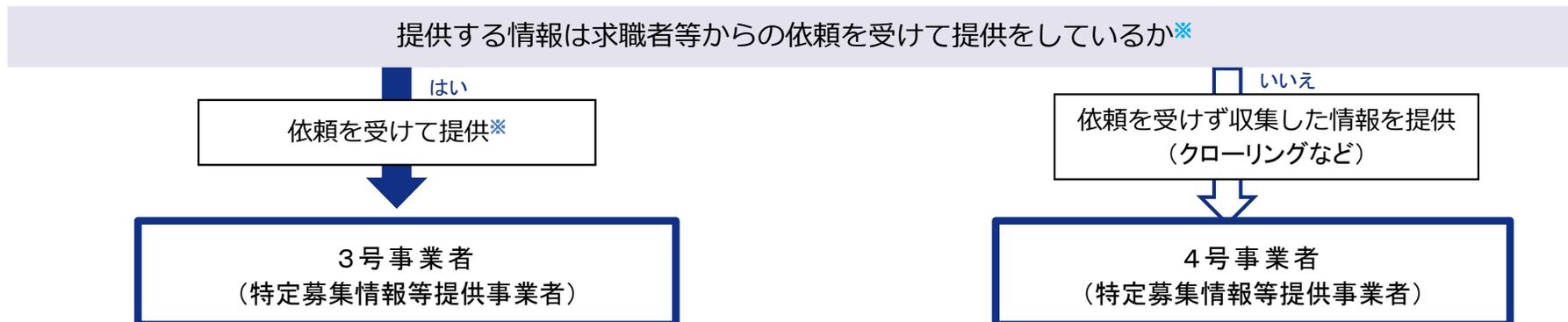
# 職業安定法第4条第6項第1号～第4号(事業類型)に関するフローチャート

## 提供する情報： 求人情報

→ はい    ⇨ いいえ     要届出



## 提供する情報： 求職者情報



※ 「求人情報」を提供する事業者が、求職者等が自ら選択した求人企業等に応募できる機能を提供するだけでは「求職者情報」を依頼を受けて提供すること(3号事業者)には該当しない。

様式第8号の6 (第1面)

(日本産業規格A列4)

特定募集情報等提供事業概況報告書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

② 提出者

職業安定法第43条の5の規定により、下記のとおり事業概況報告書を提出します。

③ 届出受理番号		
④ 名 称 <small>(ふりがな)</small>		
⑤ 所 在 地 <small>(ふりがな)</small>	〒 ー 電話 ( )	
⑥ 代 表 者	役 名	
	<small>(ふりがな)</small> 氏 名	

I. 公表項目

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑧ 職業安定法第4条第6項に掲げる行為のうち該当するもの	⑨ URL
	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	
	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	
	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	
	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	
	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	

様式第8号の6 (第2面)

II 6月1日現在の状況報告

1 労働者の募集に関する情報を提供している場合

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑩ 労働者の募集に関する情報の概数	⑪ 情報を収集している労働者になろうとする者に関する情報の概数

⑫ 概数に係る説明

2 労働者になろうとする者に関する情報を提供している場合

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑬ 労働者になろうとする者に関する情報の概数	⑭ 労働者になろうとする者に関する情報の提供先の概数

⑮ 概数に係る説明

**3 提供するサービスの概要**

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑯ サービスの概要

**4 適切な事業運営に関する事項**

- ⑰ 法第5条の4第1項及び第3項の規定に基づく労働者の募集に関する情報又は労働者になろうとする者に関する情報の的確な表示のために措置に関する事項  
 <法第5条の4第1項（虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示の禁止）について>

<法第5条の4第3項（正確かつ最新の内容に保つために講ずる措置）について>

- ⑱ 法第5条の5第1項の規定に基づき求職者等に明らかにしている業務の目的及び同条第2項の規定に基づき個人情報を適正に管理するために講じている措置  
 <法第5条の5第1項の規定に基づき求職者等に明らかにしている業務の目的>

<法第5条の5第2項の規定に基づき個人情報を適正に管理するために講じている措置>

- ⑲ 法第43条の7第2項の規定に基づき、苦情の処理のために整備している体制に関する事項